

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領

(総 則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業(以下、「本事業」という。)は、国の「地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金交付要綱」(平成 25 年 3 月 15 日 20130313 特第 5 号、以下「国の要綱」という。)及び「地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金実施要領」(平成 25 年 3 月 15 日 20130313 特第 6 号、以下「国の要領」という。)によるほか、この要領(以下、「要領」という。)の定めるところによる。

(目 的)

第2条 本事業は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター(以下、「産経センター」という。)が、中小企業者に対して、外国への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願(以下、「特許出願等」という。)に要する経費の一部を助成することにより、中小企業の国際的な事業展開を支援するとともに、本県産業の強化を図ることを目的とする。

(助成対象事業者)

第3条 本事業の助成対象となる者は、岐阜県内に事業所を有する中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)とする。

(申請要件及び助成対象経費)

第4条 本事業の申請要件は次のとおりとし、交付の対象とする経費は、別表のとおりとする。また、他の団体の助成を受けるものは除く。

一 助成費用申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第2条に規定する国際出願(以下「PCT出願」という。)を含む。)を行っている出願(以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。)であって、次のいずれかに該当する方法により、翌年の2月末日までに外国特許庁へ同一内容の出願(以下「外国特許庁への出願」という。)を行う予定であるもの。

(イ)パリ条約(1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。)等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法(ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。)

(ロ)1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)

(ハ)標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書(以下「マドリッド協定議定書」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

二 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願及び予定される外国特許庁への出願が申請者である中小企業者による出願であること。

三 国及び産経センター等が行う助成事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者であること。

(助成率及び助成限度額)

第5条 本事業の助成率及び助成限度額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

ア 助成率

助成対象経費の2分の1以内とする。

イ 助成限度額

特許出願に係るもの 1件あたり150万円以内

実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願(次に掲げる商標登録出願は除く)に係るもの 1件あたり60万円以内

冒認対策商標 1件あたり30万円以内

ウ 1企業に対する1事業年度内の助成金の総額 300万円以内

(助成費用申請書の提出)

第6条 助成を希望する者は、産経センター理事長(以下、「理事長」という。)が別に定める日までに助成費用申請書(様式1-1又は1-2)を提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

(助成内容の決定)

第7条 理事長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査して、採否を決定しなければならない。

2 理事長は、前項の採否を決定するに当たっては、産経センターが別に設置する審査委員会の意見を聞かなければならない。

3 理事長は、採否の決定に際し、必要と認めるときは現地調査を行うものとする。

(助成内容決定の通知)

第8条 理事長は、前条の規定により採否を決定したときは速やかに、その結果を助成決定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

(助成内容決定の条件)

第9条 理事長は、助成の決定をするときは、助成の目的を達成するため次の条件を付するものとする。

ア 助成の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、理事長が別に定める金額を産経センターに納付すること。

イ 助成事業者は、助成事業者が選定した弁理士(以下「選任弁理士」という。)及び産経センターと本事業を遂行するための契約を締結すること。

ウ その他、理事長が特に必要と認める条件

(申請の取下げ)

第10条 助成事業者は、助成決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前条第1項ア及びイの条件が履行されないときは、申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 前2項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成決定はなかったものとみなす。

(助成事業の変更)

第11条 助成事業者は、助成決定を受けた事業(以下、「助成事業」という。)の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式3)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、決定を受けた助成金の額に変更をきたさない場合であって次の各号に定める変更については、この限りでない。

- 一 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、助成目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20%以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。
- 二 助成目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、(中止又は廃止)承認申請書(様式4)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延等の報告)

第13条 助成事業者及び選任弁理士は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに遅延等報告書(様式5)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の遂行)

第14条 助成事業者及び選任弁理士は、助成決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(関係書類の整理)

第15条 助成事業者及び選任弁理士は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、助成事業完了後、5年間保存しておかなければならない。

(遂行状況報告書)

第16条 助成事業者及び選任弁理士は、理事長から求めのあったときは、その指定する期日までに遂行状況報告書(様式6)を提出しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

第17条 理事長は、助成事業者及び選任弁理士が提出する報告等により、その者の助成事業が助成決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その助成事業者及び選任弁理士に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者及び選任弁理士が前項の命令に違反したときは、その助成事業者及び選任弁理士に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

- 3 理事長は、前項の規定により、助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者及び選任弁理士が当該助成決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、理事長の指定する日までに執らないときは、第21条第1項の規定により、当該助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告書の提出)

- 第 18 条 助成事業者及び選任弁理士は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業完了後 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式 7)を理事長に提出しなければならない。

(助成金等の額の確定)

- 第 19 条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、助成すべき金額等の確定を行うものとする。
- 2 理事長は、必要と認めるときは現地調査を行うものとする。
- 3 理事長は、第 1 項の額の確定を行ったときは確定通知書(様式 8)により助成事業者及び選任弁理士に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第 20 条 理事長は、第 18 条による実績報告書を受領したときであって、その報告に係る助成事業の成果が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、相当の期間を定めて、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者及び選任弁理士に命ずることができる。
- 2 第 18 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(助成決定の取消し等)

- 第 21 条 理事長は、助成事業者及び選任弁理士が次の各号に該当する場合は、助成決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することができる。
- (1) 法令、本要領若しくはこれらに基づく産経センターの処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 助成事業に関して不正、怠慢その他不適格な行為をした場合
 - (4) 助成事業を期間内に完了することができない場合
 - (5) 助成決定後生じた変更により助成事業を遂行することができない場合
- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき金額等の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金等の支払い)

- 第 22 条 助成金は、第 19 条の規定により助成すべき金額等を確定したのちに選任弁理士に支払うものとする。
- 2 選任弁理士は、前項の規定により助成金等の支払を受けようとするときは、第 19 条第 3 項規定の確定通知の日から 7 日以内に請求書(様式 9)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

- 第 23 条 理事長は、助成決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に

関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成事業者及び選任弁理士にその返還を命ずるものとする。

- 2 理事長は、助成事業者及び選任弁理士に助成すべき金額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 24 条 助成事業者及び選任弁理士は、第 21 条第 1 項の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95%の割合で計算した加算金を産経センターに納付しなければならない。

- 2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者及び選任弁理士の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 3 助成事業者及び選任弁理士は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した遅延利息を産経センターに納付しなければならない。
- 4 理事長は、第 1 項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(財産の処分の制限)

第 25 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保の用に供しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。ただし、第 19 条第 3 項規定の確定通知の日から 10 年を経過した場合は、この限りでない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式 10)を理事長に提出することとする。
- 3 理事長は、第 1 項の承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより助成事業者収入があったときは、支払った助成金の全部又は一部に相当する金額を産経センターに納付させることができるものとする。

(実用化状況報告書の提出)

第 26 条 助成事業者は、助成事業実施年度の翌年度から 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に当該助成事業に係る過去 1 年間の実用化状況について、実用化状況報告書(様式 11)を理事長に提出しなければならない。

(査定結果報告書の提出)

第 27 条 助成事業者は、助成を受けた外国特許庁への出願について外国特許庁からの査定ができた場合には、速やかに外国特許庁への出願の査定結果報告書(様式 12)を理事長に提出しなければならない。

(検査等)

第 28 条 理事長は、助成事業者及び選任弁理士に対し助成事業に関して必要な指示をし、報

告を求め又は検査することができる。

(成果の普及)

第 29 条 産経センターは、本事業による支援を得て外国特許庁への出願を行った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、助成事業者の了承を得た上で、他の中小企業者への情報提供に努めるものとする。

(暴力団の排除)

第 30 条 第 6 条の規定による申請があった場合において、申請者が「暴排措置に係る照会手続等に関する要綱」第 3 条各号に該当するときは、理事長は、その者に対して、助成金を交付しないものとする。

2 理事長が第 7 条の規定による助成決定をした後において、助成決定を受けた者が「暴排措置に係る照会手続等に関する要綱」第 3 条各号に該当することが明らかになったときは、第 21 条第 1 項の規定により、助成決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第 23 条の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

(実施細則)

第 31 条 本要領のほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 30 日から施行する。

別 表(第 4 条関係)

助成対象経費

項 目	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他	外国特許庁への出願に関連する経費のうち、産経センターが特に必要と認めた経費

注 1; 上欄の経費は、当該年度の 2 月末日までに外国特許庁への出願が完了し、かつ支出したものを助成対象とする。

注 2; 日本国特許庁に支払う費用(PCT 出願料、国際商標登録出願の日本国官庁手数料等を含む)は対象としない。

また、外国特許庁へ出願するために要する直接費用以外は対象としない。

注 3; 他事業者との共同出願の場合には、助成事業者の持ち分比率に応じた額(ただし、助成事業者が負担した額の範囲内)を助成対象経費とする。

様式1

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業助成費用申請書

(冒認対策商標以外＝国の要領4(3)選定要件②(イ))

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第6条の規定に基づき、上記助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

関係書類 別紙のとおり

別紙

1 企業の概要等

- (1) 企業名・業種・資本金・従業員数
- (2) 所在地
- (3) 助成希望額

2 申請種別

- ① 特許出願 ② 実用新案登録出願 ③ 意匠登録出願 ④ 商標登録出願

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願と外国特許庁への出願において、申請種別が異なる場合は、それぞれ明記してください。

3. 外国特許庁への出願の方法(いずれかに○)

- ① パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- ② 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)
- ③ マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号 []
出願日 []
発明の名称 []
発明の内容 []
出願人 []

※「発明の名称」及び「発明の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」に、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」に、それぞれ変更して明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「出願番号」の欄は「登録番号」に、「出願日」の欄は「登録日」に、「出願人」の欄は「権利者」に、それぞれ変更して明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

5. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

(1) 発明の名称 []
(2) 発明の内容 []
(3) 出願人 []
(4) 発明者 []
(5) 出願(予定)国 []
(6) 出願スケジュール []

※「出願人」及び「発明者」の欄は、全ての出願人や全ての発明者を明記してください。

※「発明の名称」、「発明の内容」及び「発明者」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」に、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」及び「(発明者)」の欄は(不要)に、それぞれ変更して明記してください。

6. 外国特許庁への出願の動機・目的

7. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要
8. 出願(予定)国を選んだ理由
9. 出願の新規性、進歩性、創作性等(先行・類似調査の状況を含む。)
10. 出願(予定)国における事業展開計画
11. 過去における特許出願等の実績及び権利取得状況(国内及び外国)
12. 外国特許庁への出願を依頼する予定の弁理士等
13. 国及び産経センター等が行う助成事業実施後の状況調査に対する積極的な協力の有無
14. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関の助成制度の利用予定の有無(有の場合にはその内容)
15. 事業申請書に添付する書類(各7部)

添 付 書 類
1 登記簿謄本の写し
2 会社の事業概要(パンフレットでも可)
3 外国特許庁への基礎となる日本国特許庁への出願書類の写し
4 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し
5 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金・補助金等)
6 先行技術調査等の結果
* 3の出願書類に記載されている場合にはその旨の記載で可
* PCT 出願における国際調査が実施されている場合には、その報告書の写し
7 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
8 直近の決算書等の写し(3期分)
9 その他理事長が定める事項
※「登記簿謄本の写し」及び「会社の事業概要」については、個人事業者の場合には「住民票の写し」及び「事業開始届の写し」(創業1年未満の場合のみ)、「事業税の納税証明書の写し」(事業税を課税されない場合は、所得税または住民税の納税証明書の写し)、「確定申告書の控の写し」、「事業者の概要」を、事業協同組合等の場合には「定款」及び「組合員名簿」を、それぞれ代わりに添付してください。

16. 資金計画と事業に要する経費

(1) 資金計画

(単位;円)

区分	金額	資金の調達先等
自己資金		
借入金		
助成金		
その他		
合計		

(2) 事業に要する経費

(単位:円)

経費区分		助成事業に 要する経費 ①	左のうち国内 消費税 ②	助成対象経費 ① - ② = ③	うち助成希望 額 ④
国外 経費	外国特許庁への 出願手数料				
	現地代理人費用				
	翻訳料				
	小計				
国内 経費	国内代理人費用				
	翻訳料				
	小計				
計					

様式第1-2

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業(商標)助成費用申請書
(冒認対策商標のみ=国の要領4(3)選定要件②(口))

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第6条の規定
に基づき、上記助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

関係書類 別紙のとおり

別紙

1. 企業の概要等

- (1) 企業名・業種・資本金・従業員数
- (2) 所在地
- (3) 助成希望額

2. 申請種別

冒認対策商標

3. 外国特許庁への出願の方法(いずれかに○)

- ① パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- ② マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号 []
出願日 []
商標登録を受けようとする商標 []
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務 []
出願人 []

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「出願番号」の欄は「登録番号」に、「出願日」の欄は「登録日」に、「出願人」の欄は「権利者」に、それぞれ変更して明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

5. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

- (1) 商標登録を受けようとする商標 []
- (2) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務 []
- (3) 出願人 []
- (4) 出願(予定)国 []
- (5) 出願スケジュール []

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

6. 外国特許庁への出願の動機・目的

7. 出願する商標を使用する製品等の概要

8. 出願(予定)国を選んだ理由

9. 出願(予定)国における先行・類似調査の状況

10. 冒認出願対策としての権利活用計画

11. 過去における商標登録出願の実績及び権利取得状況(国内及び外国)

12. 外国特許庁への出願を依頼する予定の弁理士等

13. 国及び産経センター等が行う助成事業実施後の状況調査に対する積極的な協力の有無

14. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関の助成制度の利用予定の有無(有の場合にはその内容)

15 事業申請書に添付する書類(各7部)

添 付 書 類
1 登記簿謄本の写し 2 会社の事業概要(パンフレットでも可) 3 外国特許庁への基礎となる日本国特許庁への出願書類の写し 4 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し 5 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金・補助金等) 6 先行・類似調査等の結果 * 3の出願書類に記載されている場合にはその旨の記載で可 7 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 8 直近の決算書等の写し(3期分) 9 その他理事長が定める事項 ※「登記簿謄本の写し」及び「会社の事業概要」については、個人事業者の場合には「住民票の写し」及び「事業者の概要」を、事業協同組合等の場合には「定款」及び「組合員名簿」を、それぞれ代わりに添付してください。

16 資金計画と事業に要する経費

(1) 資金計画

(単位;円)

区分	金額	資金の調達先等
自己資金		
借入金		
助成金		
その他		
合計		

(2) 事業に要する経費

(単位;円)

経費区分		助成事業に要する経費 ①	左のうち国内消費税 ②	助成対象経費 ① - ② = ③	うち助成希望額 ④
国外経費	外国特許庁への出願手数料				
	現地代理人費用				
	翻訳料				
	小計				

国内 経費	国内代理人費用				
	翻訳料				
	小計				
計					

様式2

岐産振番 号
平成 年 月 日

(助成事業者名)
(代表者名) 様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 丹羽 義典

平成 年度中小企業外国出願支援事業(特許・実用新案・意匠・商標)の助成決定通知書

平成 年 月 日付けの申請については、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第8条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 助成事業に要する経費の額

金 円

2 助成対象経費の額

金 円

3 助成金額

金 円

4 助成条件

- (1) 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター外国出願支援事業実施要領の規定を順守すること。
- (2) 助成金の対象となる事業及びその内容並びに助成事業に要する経費の配分及び配分された経費に対する助成金の額の区分は、別紙のとおりとすること。
- (3) 上記の助成事業に要する経費の額から助成金額を差し引いた額を、理事長の請求により納入すること。
- (4) 助成事業者(御社)、選任弁理士(御社が希望した弁理士(特許事務所等))及び産経センターの三者で本事業を遂行するための契約を締結すること。なお、契約の締結は、産経センターが上記(3)の納入確認後となります。
- (5) 上記(3)で納入した金額は助成事業が完了し、助成金等が確定した後に精算し、余剰が生じた場合は返還します。また、本助成事業が中止又は廃止された場合、本助成決定が取り消された場合、上記(4)の契約が解除された場合は返還します。

様式2(別紙)

(特許・実用新案・意匠・商標)

(単位:円)

経費区分		助成事業に要する経費 ①	左のうち国内消費税 ②	助成対象経費 ①-②=③	助成金額 (左の2分の1以内) ④
国外 経費	外国特許庁への 出願手数料				
	現地代理人費用				
	翻訳料				
	小計				
国内 経費	国内代理人費用				
	翻訳料				
	小計				
計					

* 1 「助成額」は、「助成対象経費」の「計」の額に2分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)

* 2 助成額の確定は、実績報告書の提出・審査の後となります。

様式3

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け岐産振第 号で決定通知があった上記事業を下記のとおり変更したいので、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第 11 条の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(注) 変更の内容及び理由は、できるだけ詳細に記入してください。

様式3別紙(収支計画変更内訳)

(単位:円)

経費区分		当初計画				変更申請計画			
		助成事業 に要する 経費 ①	うち国 内消費 税 ②	助成対 象経費 ③	助成金 額(左 の2分 の1以 内)④	助成事 業に要 する経 費 ⑤	うち国 内消費 税 ⑥	助成対 象経費 ⑦	助成金 額(左 の2分 の1以 内)⑧
国外経費	外国特許 庁への出 願手数料	A国	/						
		B国							
		合計							
	現地代理 人費用	A国							
		B国							
		合計							
	翻訳料	A国							
		B国							
		合計							
	小計	A国							
		B国							
		合計							
国内経費	国内代理 人費用	A国							
		B国							
		合計							
	翻訳料	A国							
		B国							
		合計							
	小計	A国							
		B国							
		合計							
合計	A国								
	B国								
	合計								

様式4

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業(中止又は廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け岐産振第 号で決定通知があった上記事業を下記のとおり(中止又は廃止)したいので、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第12条の規定に基づき、申請します。

記

1 中止又は廃止の理由

2 中止又は廃止の時期

(注) 中止又は廃止の理由は、できるだけ詳細に記入してください。

様式5

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

(選任弁理士)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業に係る遅延等報告書

中小企業外国出願支援事業の遅延等について、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の進捗状況

2 同上に要した経費

3 遅延等の内容及び原因

4 遅延等に対して行った措置

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付してください。

様式6

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

(選任弁理士)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業に係る遂行状況報告書

(年 月 日現在)

中小企業外国出願支援事業の遂行状況を別紙のとおり報告します。

様式6(別紙)

1 外国特許出願に関する事業の経過(年 月 日現在)

月	日	事業の経過
		完了見込み月日(月 日予定)

注;事業の経過を時系列で記入してください。

2 事業経費支出状況

(単位;円)

経費区分		金額
国外経費	外国特許庁への出願手数料	
	現地代理人費用	
	翻訳料	
	小計	
国内経費	国内代理人費用	
	翻訳料	
	小計	
合計		

注;報告日までの支出額を記入してください。

3 事業遂行の現状及び問題点

- (1) 報告日までに開始した事業とその成果
- (2) 報告日以降に開始する予定の事業とその見直し
- (3) 現時点における事業遂行上の問題点とその解決方法

様式7

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

(選任弁理士)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業に係る実績報告書

中小企業外国出願支援事業を完了しましたので、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
中小企業外国出願支援事業実施要領第 18 条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1 収支決算書

2 助成を受けようとする外国特許出願の状況及び今後の対応等に関する報告書

3 その他添付資料

外国特許庁への出願に関する請求書及び証拠書類(外国特許庁からの出願受理に関する
応答書類等)

いずれも写しの場合は、原本証明をしたもの

* 共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し(申請時に
提出したものと変更が無い場合は、提出不要)

様式7(別紙1)
収支決算書

(単位:円)

経費区分			助成決定通知の額				実績額			
			助成事業 に要する 経費 ①	うち国 内消費 税 ②	助成対 象経費 ③	助成金 額(左 の2分 の1以 内)④	助成事 業に要 する経 費 ⑤	うち国 内消費 税 ⑥	助成対 象経費 ⑦	助成金 額(左 の2分 の1以 内)⑧
国外 経費	外国特許 庁への出 願手数料	A国		/						
		B国								
		小計								
	現地代理 人費用	A国								
		B国								
		小計								
	翻訳料	A国								
		B国								
		小計								
	小計	A国								
B国										
小計										
国内 経費	国内代理 人費用	A国								
		B国								
		小計								
	翻訳料	A国								
		B国								
		小計								
小計	A国									
	B国									
	小計									
国別計	A国									
	B国									
合計										

(収入)

(単位:円)

区分	金額		資金の調達先等
	予算額	決算額	
自己資金			/
借入金			
助成金			
その他			
計			

様式7(別紙2)

助成対象の外国出願の状況及び今後の対応等に関する報告書

助成事業者()選任弁理士()	
外国特許庁への出願内容(概要)、出願国	
助成対象の外国出願に関する出願国・出願日 ・外国で付与された出願番号等の概要	
助成対象経費の支出明細(支出相手方、支出金額、支出年月日)	
外国における事業展開又は権利活用に関する今後の予定	
共同出願における持分割合及び費用負担割合 * 共同出願の場合のみ記入	

様式8

岐産振番 号
平成 年 月 日

(助成事業者及び選任弁理士)
(代表者名) 様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 丹羽 義典

平成 年度中小企業外国出願支援事業(特許・実用新案・意匠・商標)助成金
の額の確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった中小企業外国出願支援事業の助成金等の額につ
いて、下記のとおり確定します。

記

- 1 助成事業に要する経費の額
金 円
- 2 助成金額
金 円

様式9

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(選任弁理士)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業助成金等請求書

平成 年 月 日付け岐産振第 号で助成金等の額の確定通知があった助成金等について、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第 22 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額(助成事業に要する経費の額)
金 円(うち、助成金額 金 円)
- 2 源泉所得税額
金 円
- 3 差引請求金額
金 円
- 4 振込先
 - ・金融機関名
 - ・支店名
 - ・預金種別
 - ・口座番号
 - ・ふりがな口座名義

平成 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業に係る財産処分承認申請書

中小企業外国出願支援事業に関し、下記の財産を処分したいので、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第 25 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業に係る実用化状況報告書

平成 年 月 日付け岐産振第 号で決定通知があった上記の補助事業に関し、平成 年度の実用化状況について、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実施要領第 26 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 出願した内容(発明の名称、意匠の内容、商標登録を受けようとする商標)

2 助成事業の現在の進捗状況

(1) 出願について(出願国及び出願状況を年月日別に記載願います。)

* 登録が完了した場合は、登録証の写しを送付願います

(2) 海外展開について(出願国及び事業形態の状況を具体的に記載願います。)

(3) 市場展開の状況について(出願国及び市場展開の現況を具体的に記載願います。)

* 海外の販売促進用の製品のパンフレット等があれば添付してください

(4) 昨年度末までの進捗状況(昨年度内に特筆すべき大きな進捗があった場合に記入願います。)

(5) 今後の予定(平成 年度以降の事業展開予定を具体的に記入願います)

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

(助成事業者)

郵便番号

所在地

名称

代表者職氏名

印

連絡担当者職氏名

電話番号

平成 年度中小企業外国出願支援事業に係る外国特許庁への出願の
査定結果報告書

平成 年 月 日付け岐産振第 号で決定通知があった上記の補助事業に関し、外国出願の
査定結果について、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター中小企業外国出願支援事業実
施要領第 27 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 外国特許庁への出願の内容

- (1)出願番号 []
- (2)発明の名称 []
- (3)出願人 []
- (4)発明者 []
- (5)出願国 []
- (6)出願日 []

※「出願人」及び「発明者」の欄は、全ての出願人や全ての発明者を明記してください。

※「発明の名称」及び「発明者」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び
「考案者」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の創作をした者」に、
商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び(「発明者」の欄は不要)
に、それぞれ変更して明記してください。

2. 外国特許庁の査定結果等

- (1)査定結果 特許査定 ・ 拒絶査定
- (2)特許番号(特許査定) []
- (3)拒絶理由等(拒絶査定) []
- (4)その他査定状況等に関する報告 (外国における事業展開の進捗状況など)

--

※実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願の場合には、「査定結果」の欄における「特許査定」は「登録査定」に、「特許番号(特許査定)」の欄は「登録番号(登録査定)」に、それぞれ変更して明記してください。